

## 農地法第3条許可事務の流れ

桐生市農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続などをご説明いたします。申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、許可申請から許可書等交付までの流れは以下のとおりです。

1 許可申請書提出（毎月10日締め、10日が土日祝日の場合は直後の平日）

桐生市農業委員会事務局（桐生市役所本庁新館3階）にご提出願います。

2 申請内容の審査

記入漏れや添付書類の不備を確認し、場合によっては再度事務局までお越しいただきます。

3 現地調査（桐生市農業委員会総会開催およそ3日前頃）

申請地につき、農業委員2名及び事務局職員と現地調査を行います。申し訳ありませんが、場合によっては申請者の立ち会いを求めることがあります。

4 桐生市農業委員会総会（25日～31日頃）

農業委員による許可申請の審議、可否決定が行われます。

5 許可書等交付

桐生市農業委員会総会において可否の決定をされ事務処理を経た後、ご連絡を差し上げますので、受領印を持って当事務局までお越しくください。